禁

載

會學濟經學大國帝都京

散論際經

號 四 第

港五十四第

三

ナチスに於ける國民共同體

の理論

――ヘーンの論著によりて――

中川與之助

獨逸に於けるあらゆる政策の最高目標となつてゐるの 國民共同體 を試みてゐる。彼は序言ともみるべき部分に於ていふ。 der Gemeinschaft" この新しき原理によりて根本的に改められねばならぬ 行はれて居り、 のである。 い。今日の獨逸では個人主義から共同體への大轉換が であるが、 ーン博士 (Reinhard Höhn)はその著"Das これは一朝一夕に完成するものではなから その 本質は未だ一般には 明にされて ゐな (Volksgemeinschaft) といふことは今日の 社會に於ける人間生活の形式や態度は に於てナチスの共同體の理論づけ Wesen

うが、

吾人には

これが

完成に

向つて

努力すべき

重大

な て科學としての共同體理論は今日まで全くなかつたわ に代りて擡頭すべきであるを主張するのである。 早個人主義的學說は役立たず新しき共同體 の時代の精神と任務とを以て生まれたものである。 るわけではない。科學は各時代の科學であり。各々そ からである。然れども從來の科學の功績を一切無視す み觀察・研究して個人以上の共同體を認識してゐない 担否せられねばならぬ。何となればそれは單に個人の 人と個人との關係とみたる個人主義的社會學の如きは Simmel) やウィーゼ (L. v. Wiese) の如く社會關係を個 成するには個人主義的な科學、例之かのジンメル に役立たしめばならぬ。さて新しき共同體の理論を構 あり共同體の本質や法則を理論的に認識して之を實践 に共同體を感ずるとか體驗するとかのみでは不充分で る使命が課せられてゐる。 けではない。 人主義をすてゝ共同體の時代に入れる今日に於ては最 かの合理主義に反してあらはれた この使命を果すためには の學説 M が之 マ <u>ন</u> 個

第四十五卷 五五九 第四號 一一九

チスに於ける國民共同體の理論

出しべ 民精 チッ ossenschaftsrecht)を著し、近くはテンニス (F. Tönnies) Krieck) やシュパン は共同社會と利益社會の區別を明にしクリィ 同體生活を基として「獨逸組合法」(Das Deutsche Gen-山積してゐるのであり、 してゐる。 始めて社會生活の總ての形式を共同體の觀念から引き に置いてゐる。 上げてゐるのである。 以下に八項位に亙りて共同體に就ての重要問題をとり て理論的考察を試みんとするものであるとなし、 ものではないのであるが、今これが若干の原則 神に基く法律を說き、ゲィルケ 1 派にも顯著にみえ、 A (M. 思ふに共同體理論のためになさる、仕事は Ξ 又かのイルザ Böhm) も亦國民主義の理論を高調 (O.Spann) 7 れ亦一 ザヴィグニー 1 も學理の基礎を共同體 L 朝一夕に完成せらる Ô (F.W. Ierusalem) 15 v. Gierke) (Savigny) は國 ッ ク は共 彼は K Ê. 就

_

合ではない。例之、享樂や遊戲や利害の爲めに偶々人(い)共同體とは何ぞや「共同體とは人間の外的な結

ならぬ。 eist) があり、 × 同的精 即ちかゝる共同體の體驗にありては個々人は一つの共 を共にしたる場合に始めてあらはれて來るのである。 基礎として人々が何らか共同體的なものを共有せね 如何にして生まれるか、 のでなければならぬ。 重要性を有するのはこれによる。さて共同體精神はか といはる1以上人々を結ぶ共同體精神(Gemeinschaftsg (Wirerleben) 集計には非ずして共同體の肢體としての體驗であり、 を體驗するのみである。 7 個人といふものはない。 ら生まれる精神は唯體得すべきものにして理性を以て 私の體驗」(Jcherleben) が集合してもそれは共同體ではあり る共通的な素質をもつた人々が 神的紐帶で結ばれて最早切り 共同體の構成に民族(Rasse)とか血統 (Blul) である。 人々がその精神の中に行動し生活するも しか かやうた體驗やかやうた體驗か \sim 共 唯共同體の肢體としての自己 に非ずして、「吾々の體驗」 ーンは でば次に 同體 の體驗は個人の體驗 V 何らか共同體の體驗 かゝる共同體精 ふ。それには 離された孤立した えない。 共 そ 桐は 同 體 Ø ば Ø

黨爭に於て黨員達が 體驗する所である。 しえら ٤, χĺ るも カ も知れ のではない。 企業經營體に於て勞働者達が常に ٧J が、 戰場に於て兵士達が、又 個人主義者はこ n を

苦樂を共にすることを常とする。 人間 ን ነ 族の成員であり宗教的 である。 於て運命を一 國のために生死を共にし、 容はその共同 いかなる共同體精神 する限りに於て政治的共同體の成員である。 て宗教共同體 し宗教共同 (ろ)共同 る問はそれ自體誤つてゐる。 生活に於て一 人々 即ち目的や行動を異にしては最早共同體では 體 は家族共同體 體 にし又家族員が家族のために喜愛を共に 僼 Ø Ø が信仰の為めに艱難を共にするが如き之 實質は 成員で 0 定の任務を有するのであり従つて各 如何によりて異るが はより重要であるかと尋 八共同體 あ 如 þ 何 Ø 藁員同志が政敵との闘争 精神を體する限り 政治的 共同體(の精神を體する限りに於 例之戦場の 各 共同 O Ł 0 體)共同體: 目的 驗 體 の具體的 Ø) 將卒が ХŽ 精 1 や行動や 人 は各 るが は屢 斾 於 * て家 體 祖 M 內 خ ×

に特 まし V **を**の 來るからである。 族・宗教・政治・經濟・社會等あらゆる部面にあらはれ 體であるとい なる要求をなすかと問はるゝならば、 然であり。 かつたのである。 Ø 同體精神はゲル 共同體生活を營んでゐたことを知る。 の歴史を顧みると且つてかれらは家族 ではなからうが不可能であるとは思はぬ。 現に努めねばならぬ。 ために國民生活のあらゆ に國民共同體を組織せんとしつゝある。 共同 併しい 共同 有 に再現しやうとするのではない。 0 體から追放されることは死滅を意味するの外な 共同 體にそれに相應する共同體精神の存するは當 か 共同體精神の價値の高下を云々すべきでな 體が はねばならぬ。 なる共同 7 勿論吾々は舊き共同體の形成をその 而して今や獨逸は新しき國家觀の下 ありうるのであるから、 ン 人にとりては生活の基礎であり ን ነ 體が人間生活に對して最も る領域に於て共同體精神 る國民共同體 蓋し國家意志は人類 當時 の血族 それは國家 各時代にはそれ 之を完成する の實現は容易 ゲル 現代に於て にありて Ø 炅 ~ 3共同 ン人 族 Ø Ø 줋 共 箥 7 Ø

、チスに於ける國民共同體の理論

卷 五六一 第四號 一二一

四

十五

親族血族民族 神の發展は望めぬ。 す様に努力せねばならぬ。 とするのである。 る社會的 き國民共同體を作るには獨り政治の領域にのみ止 は現代に は個人に非ずして家族の一員であるといふことから あらゆる社會生活の部面に於て共同體の體驗をな 相應 共同體精神の地盤として家族を重視する。 <u>の</u> L い國民共同體を創らねばならぬ。 員であることの自覺に高めてゆかう 而して新國家の政策としてはか ۲. の體験なくして共同體 まら 新し 精

化行 まつたので、最早個八人俗として感ぜず共同 個人に非ずして共同體精神の抱持者としての個 るとい な個人はない。 (は)個人と共同體との關係 彼は甘 かる 動し生店する。 個人は彼れの人格を共同體の中に歸入せしめてし څ る團體生活は個 んじて之に忍び之が 勿論共同體 人は屢々共同體も亦個人の集合か 從つて個人的利害に 相反すること には個人が存すがそれは獨自 人の人格性を根こそぎにしそ 共同 犠牲となる。 讉 W 中 には獨 個 粘 人 神 人で 主義 (立的 b Ø 中 あ な な

には一種がある。 ではないかと論難するがこれは誤謬である。 體的人格は共同體の中に活き動くものである。 Jchpersönlichkeit) と共同體の中に終始する人格とが之 の結果は徒らに多く る。 見解であつて、 義的人格は舊き中世的生活様式との闘争に於て偉大な 的拘束から解放されんことを求むるものであり、 である。 の爲に力强く活きる人こそ時代の最も要求する所 人格的活動の部 なつて來たのである。 民族的危機を救ふために共同體的精神や人格が必要と んで民族の危機を將來するに至つた。 人的な自由を要求して民族の結合を弛緩せしむるに及 isation) の方面に大なる 貢獻をなした。 る功績を残し、 國民共同體を形成せんとするこの努力の中から、 個人主義的人格は可能なる限り總での共同體 就中技術 (Technik) と物質文明 との共同體精神を最もよく體し共同體 面が抹殺されるが如く考ふるは皮相 個人主義的人格即ち「自我人格」 の平等的 而してこの共同體に於て個人的 な大衆の 茲に於てかと みが殘るに 併しそれが 凡そ人格 個人 (Zivil يح 至る 個 主 ð Ø Ø

が生まれるであらうし生まれさせねばならぬ。従來の個人主義的人格とは全く異れる新しき型の人格

例之、 題 げた點に於てクリスト K 優秀なる指導者性を有してゐたし、 重の指導者性を有してゐる。彼は戰場の兵士としても その代表的なものである。 を結合する場合が之でありクリストに於けるが加きは してゐて彼の抱く理念をめぐりて多くの人々が共同體 れ方の如きは之を例證する。 物があらはれて自ら指導者となる場合がこれである。 格を備へ且つ全體のたくめに最もよ指導をなしうる人 ^ 1 き理念をうち樹てゝその下に人類の共同體を作り上 ム。凡そ指導者性は二つの方法によりて成立す は別として共同體 つの場合はある共同體 **街頭に遊ぶ子供の仲間に於ける指導者のあらは** は指導者に就て論する。 (Führer) 者と共同體との關係 のない 的でもあるとヘーンはいふ。 の中から最も多く共同體 所に指導者なく共同體 さてヒトラー 他の場合は一の人格が存 指導者性 又國民共同體の新 は上述せる二 Ø 確 1 立 のあ ් තු 的 ンは **Ø** 問 更 性

ە ('لا らぬ。 h 下に働くに止まるとすれ 體の發展に指導者がついて行けない場合には共同 體が發展すれば彼も亦發展してゆか とのこの生々とした人格的 るにすぎぬ。 任命しても任命せられただけだけでは單なる上官であ 人によりて替られうるものではない。 導者性を與へてゐるのであり、 でありかれが今日までに經來れる幾多の過 なれば指導者と被指導者との關係は特種の人格的 發展は止きるか或は新しき指導者が之に代らねばなら 全體の為にその赴むべき所は正しく指導しなけれ 荷く4指導者 る所には必ず大小の指導者がなければならぬ。 るならば始めて指導者となりうるであらうが、 えない。 然れども指導者は妄りに交替すべきでない。 共同體 思ふに指導者と官吏とは別物である。 たるも かれが人民の共同體精神の中核となりう が强ければ强い のは共同體 ば官吏であつて指導者で 結合なく單に一 程 それは一 彼も亦强 の精神を最もよく ねばならぬ。 新しき指導者を 朝にして他の かるべく共同 定の 程が彼に指 法 共同 而し 共同 は 何と ばな 規 あ 體 Ø 7 0)

ナチスに於ける國民共同體の理論

第四十五卷 五六三 第四號 一二三

就ての 者には勿論知識を必要とするが、 は る。 かゞ るに ŋ 大小の指導者に事 眞 ゐる人に 官吏や専門家を要するのである。 V 多く なに共同 吾人は日 如何 能 人物をも要する。 普通の意味に於て學習出來るものではない。 それ は指 力 國民に行くべき道を指示するものは指導者人格で 知識で 11 17 **(**) それを助けその理會を普及さするために多くの 儲 が درر 試 導者型の人物のみではなく更に純粹の官吏型 して始めて可 體 2 可 ١ 係 驗に合格してその能 Ø る Ø) 能 あり共同體の生成發展に關する知識で Ø 中に生活し共同體の 經驗に於て指導者と所謂專問的知 少きものであるかを知つてゐ 技術的知識から であるならば専門家の多き獨逸に 缺 かぬのであるが事實は之に 國民や民族の問題に生々と結びつ 能なのである。 力を證明されても 生まれて それは民族や國民 何たるかを體得して 國民共同體を作 來ぬ る。 それは 反す Ø 於て であ 指 識 捛 ā 導 る 準 C یے

は國家の發展を一瞥する必要がある。ゲルマン國家に(ほ) 國家と共同體との關係如何 之を明にするに

かつた。 た。 あり ない。 (Apparat) 絕對君主國家にありては一方には君主あり他方に臣民 力。 のもの、職務であり共同體の外にある人に委ね もその他今日 立 V, ものに就て考ふるに至つた。 とか裁判權であるとかその他凡そ國家の本質と緣遠い があつて相對立し國家は完全に君主の との分離は絶對君主國家に於てその極に達した。 め が市民階級に干渉することを最少限度に止めやうと努 していつたが市民階級 うた。 しかゝる共同體の中に於て總ての社會生活が É 從つてゲル この絶對主義は次に は國家は共 即ち彼等は依然として國家を「裝置」とみ、 蓋し彼等の理念によれば國家は市民のために奉 然るに後世に至り國家といへば財政權である 即ち國家と共同體とは一つにして別 となり昔日の Ø 國 7 同 家 ン 贈 國 に属するあらゆ 即ち家族 家にありては司 の國家觀に至りては何等變化は)共同體 現 は かくの n **Ø** の面 し自由主義の下に變化 血 族 る機能は共同 一影はみるべくもな 如き共同體と國家 6 法も警察も戦争 た 共同 めの 栁 體 「裝置」 2営まれ では 6 力。 體そ 即ち それ n ら な 成

観は一 同種なる人々の 共同體を 維持し 發展さするこ とに の手段である。 上げるための手段である。 す、實に國民を血族的・民族的結合による共同 にも非ず、 はあるが、 に於ける様に一 置にすぎずとみるのである。 つべきものとせらる」。 於て 變りはない。 するにあつた。かゝる國家が一の「裝置」である點に wächterstaat) であり、 國家に代りてあらはれたものは所謂夜警國家 (Nacht 仕すべきものであり、 装置しとみた。 やむをえざる害悪であるとせら警れた。 を主張すべく、 變した。 自由主義論者のみる如く個人のためにも非 新しき共同體の理念からして他の目的 而してその目的とは肉體的 體のものでなく依然として「装置」 即ち國家を所有階級のための 今日尚國家と共同體とはゲル 國家は市民の幸福のための手段として マルクシズム の國家觀も その全機能は市民の損害を防禦 市民は國家に對して權利や要求 即ち國家は君侯の利益のため ヒトラー ナチス獨逸に至りて國家 がい 「國家は目的 即ち絶對君主 精 灃 搾取 亦國家を 7 ンの背 斾 17 に役 作 的 Ø あ \sim -C 装 ŋ

> 實は國民の全能に外ならぬのであると。 の時代到來せりとなすもそれは外見上の觀察であつて も力强い政策を實行しつゝあるのである。 は失業救濟・冬季救濟はもとより農地の設定等に就で は特定の個人の生殖能力をも斷たしめる。 ンはいふ。 のあらめる領域に干渉する權利が是認せらる」。 の國家は共同體を構成し發展さするために國民 則は深く注意せらるべく、この原則より出 を道破せるものである。 る」といつたが、 國家は國民共同體のために有害なりと考ふる場合に 國家狂信者も反對者もこれを以て國家全能 これこそ今日のナチス國家の この 國家に於ける共同 そしてヘー その他國家 發して今日 國家觀 の生活 體 例之 的

要な時期、 ぜられ、 心 りては國家と同様に敎會も亦一の「裝置」 んことを願はれた。 $\widehat{\mathbb{C}}$ を安めるために、 從つてそれが市民に及ぼす干渉の 教會と共同體との關係 例之、 洗禮とか結婚 自由主義の人達は教會 市民にとりてかく とか埋葬等 自由主義的 **べからざる一** 最も を一生 であると觀 **4**) 場合に良 市 魦 Je ゟ Ź) ľС 重 يے

第四十五卷 五六五 第四號 一二

チスに於ける國民共同體の理

真に國民たるもの し
う n を作らんとする今日の獨逸に於て教會も亦當然改めら ぎないといはしむるに至つたのである。 すぎなかつた。 は牧師の講議宝であり あり、 施設 た教會は生き~~とした信者の共同體の上にのみ存在 と犠牲の新しい同志を作るべきである。 國家が新しい同志を作りつゝある如く新教會も亦信仰 の宗教的共同 し は市民階級のものであり 相手としてふさはしい様な牧師を探すにすぎず、 ß はいはゞ市民にとりて て努力しつ」あるこの際に、 ねばなちぬ。 れなかつた。 る國民共同體 として之を利用 宗教々理 體 教會を訪ねる人は自己の個 國家が個人主義から共同體へ復らん か様な有様はマルクシストをして教會 の樹立に向つて努力せねばならぬ。 の穿鑿は神學者の手に委ねられて顧み のみを官吏に採用する如く、 を作らんとする。 したにすぎぬ。 坐席 牧師 種の宗教的生命保険制度で の人々は個 は所有階級の代辨者に過 教會も亦キリ 新國家に 施設としての × 生きくしとし 别 新しき共同 ズ の 人的 あり スト 教會も 個 相 ては 敎會 教會 敎徒 人 談 新 ۲ 體 VΞ Ø

> 使命國家の共同體精神を體して新しき宗教的感情を人 社會組織や形態を創造することを意味 燃え盛らしめねばならぬ。 體の爲めに役立つクリスト敎的鬪士を要求する。 心に導き入れるにあるのである。 して國民に共同 は國民共同體から生まる、職務の自覺を有ち宗教を通 亦 か の宗教的官吏といつた様 體精神を呼び覺まし國民の 併しこの事は教會が新し な型 の牧師を斥けて から 胸にそれ 新教 會 牧師 共同

あ くゲルマン國家では家族親族から始つて民族に及 體 ての共同體生活は破壞せらるい 情とをもつてゐた。 教否あらゆる人間生活の部面 × も廣汎な共同體を有 定した國民共同體の槪念は b 的 ٤ に於ては勿論 ては共同體は問題ではなかつた。 な個人の集計にすぎなかつた。 國民共同 د **رر** 7 體 る個 然るに個人主義的國家に於ては し共同體 Ø 新概念 人主義的思惟は妥當しない。 あり に於て同一的な思惟 0 事となり民族は單 肢體たる個 えない。 總 個 Ø 時代に 今日の國民共同 人主義的國家に 旣に述 人は経 亙りて固 と感 ぶ最 し如 K

農民制の設定或は血統や土地 により 民に 同體は れてゐる。 が、 るはその現はれである。 然も彼等の子孫を獨逸人の ば新しき獨逸國民が實現せんと努力しつゝある國民共 くべき共同體を意味するのであり既に存立してゐるも るものは将來成立せしむべき、國民をしてその方に導 A 勿論文化や言語や追憶や體驗やを共通にするであらう schafi) とは聊かその意味を異にする。 のならば今更之を云々する必要はないのである。 (Kulturgemeinschaft) とか言語共同體 の論する共同體ではない。 對 かくの如く旣に存在し成立してゐるものは今日我 茲に共同 て結ばんとするの理 卽ち民族的見地 して示され 如何なるものかといふにその精神は今日まで國 高次目的の一つは民族的鍛錬陶冶の思想で 體とい たる高次低次の諸目的 はるくも からみて優秀なる者が結 との高· 念である、 血統の外に更に獨逸の土地 吾人のいふ國民共同體 からの貴族を作らんとす のは 次の目的に對してそれ カュ の文 新國家に於ける 國民といふ以上 (SprachGemein-Ø 化共同 中化 あらは 梹 然ら 盟 Ļ な

> る。 ないのである。 れるであらう。 80 からしむることが掲げられてゐる。 の中に安住せしめ生活の爲めに 民各自の經濟的基礎を高め共同體の一肢體として民族 消さすることである。 けるさては勞働訓練所に於ける身分や階級の對立 住地 k 民に於 ける身分や 階級の對立の 解消が揭 げられて を實現すべき低次の目的があらはれる。 の努力、 擴張せられてゆくことであらうが、 の低次の目的 これに副ふ低次の目的としてはS・A やS・S に於 の設定の如きこれである。 共同體精神の發展といふ然に於ては變り 勿論とれらの高次低次の目 としては失業や冬季の 更に又高次目的 他に 高次目的として更に國 これを實現するた 移出する必要をな 國民共同 救 の一つとして國 例之農場 濟等があ 的は將來益 を解 や移 霄 H は

ζ 立せしめらる」ものなりやと問ふ人に對しては次 るために に答へうる。 (ち) 人は共同體を作れうるか 人は何をなすべきか、 人は例へ共同體に就てあらゆ 又か 共同體 Ø) 共同 成立 辉 る知識を 精 袻 4 は しむ 加

第四十五卷 五六七 第四號 一二七

チスに於ける國民共同體の

理論

中。 如きも 合せら 同體精 は更に 精神的 共同 體 ろかれをしてその理念の實踐のために他人と體驗を共 同體精 され る 有するとしても知 が 0 1 か か 人々 れに政治 ものではない。 せしむることを要する。 7 の精神は生まれぬ。 る共同體 人 る場合に、 體 カィ 說明 溮 丸 斾 Ō が みを政治的 に改造した場合に、 Ø 7 は個 體驗がその 0 を防禦し除去するの ることは寧ろ稀れで人々は普通に た時に始めて生まる」も 成立の 的 つ して曰く、 の精 プロ ⁄**የ** Ø Ø 換言すれ 精 人 識 グラムを示しても何の效もない。 共同體に育て上げやうとすれば單 これらの 神に結ばれ 神を永く 持續せし むることが 基礎には共同體の體驗が前 瞬間 ج پ (T) 即ち共同體は體驗によりて個 が共同體 ある大きな共同體 みを以て ばその のみならず永く持續的 共同 成立するのである。 知識は精々 助 かときに、 共同體 と 體の體驗なくして共同 の體験に於て相互に けとなるにす のである。 は共同 共同體を紊す 0 そして 體 Ø は共同 體験は 體 験が され ぎぬ。 は 提を 生まれ 各 K か ある 人を 保 屢 时 は 1 7 體 寧 結 共 が 存 K な 共 × る ン ķ

潮流 國民が共同體 果的ではない。 出すに當りて常に同様な動機のみを利用することは る。 と 験や す ħ る。 は單に政治的領域のみに止まるべきでたく文化・經濟 茲にある。 5 不斷に作り出す て共同體の精神も張化され つてしまふ。 社會等あらゆ は無感覺となる。 るので ない。 新なる方法によりて媒介される場合に は 精 新しき獨逸にありては今日 さりとて共同體の體驗を成立せしむる條件を作 の影響をうける場合にはいつしか 人々をしてかり 神を忘れ ある。 ح ō 然も亦國民共同 あらゆ 點に於て高き價値ある多くの る領域に Ø 例之、 VC. 體驗や精神 指導者は 7 ある。 不斷に新しい形式を創り出す必要は 再 る他 び凡庸 る抗 祭や行進も常に繰り 亙りてその 心思潮 とれは 共同 人 をの を體 體 抵 たものである。 Ø の精 人と化 をなさしむる様 模範となり 得 の所未だ決して完全に と闘 する様 **覺醒を促すべきで** 神を覺性 體の體 ひうる場合に 1 個 殊に 水に組織 人主義 O 指導者を要 返しては 4 故に 驗 他 せしむるに ΠŢ な條 ķ 713 0 Ø され 能 Ľ, 政 菂 粘 策と ۍ. 始 10 K. 件 悑 人 あ **(iii**) な 丕 的

Ø 族や鄕土に對する愛から 上げて行く様 や階級の對立を解消 の仕事は結 鈸」にすぎぬであらう。 の愛なくしてはい を助け 中心となり、 據を見出さずに ね ば 局 ならぬ。 に指 (は内的) 人々の喜憂をよく察し、 カゝ 導すべきであるが は居られ 價 なる目的 せしめて國民を一 力。 値 れらが 茲に於てか國民共同體 のみ生まれうるのであり、 0) 問題 な. も犠牲も徒ら かくして國内的 に歸 のである。 り宗教 の共同體に作 力。 人々を救ひ人 7 K る努力は民 K 探きその 「響く饒 な身分 心のため ح ŋ

ならぬことし

なる。

諥

結

ない 中であり、 せられたも n 彼の主觀的意見を述べずして、 たる客観的事實に即して之、 る のいふ如く、 以上私は のである。 この點に於て彼の態度は科學的であるが、 カン のに非ずして、 1 れの所論 新しき獨逸の國民共同體 さて彼の理論構成上の態度をみるに、 が博 士 一の論 6 いはゞその一つの試み 完成を目指しての努力 説の綱要を述べた。 を理論化さうとする ナチス政策にあらはれ Ø 理論 にすぎ は完成 勿論 ナヂ の際 **(**) 7 **力**>

> てへ て非科學的であるともい 政 気策に對. 1 ン Ø 説の批判 して理論的批判 は同 時 ^ が試みられてゐない る。 に又ナチ さて以上の 、ス政策 理 Ø 批 由 點 割 17 K K ቷ 外 於

ス

基礎を何等究明してゐ 體的國家にあこがれて、 としてゐるが、 ₹ 2 ヘートン は ゲ ル 般ナチスと同 7 な ン V; 國家に於ける社會的 之を新しい 様にゲ 形に 於て ルマ 再 ン 經 Ø 現 せう 共 同 的

す様な組織が生まれてゐないとい 生まるしが、 V, するかの手段方法に就て はへー 訓練陶冶· ば な課題をつかんでゐると思ふが、 してゐる。 ならぬ。 彼は共同體の成立には共同體精神が基礎となら ナ 階級對 ح チス 而して共同體精神 今の獨逸に於ては國民がか の點に於てナチスは民族共同體の本質的 ns 立の解消・ 目指す新共同 國民經 は共同體的 體にありては、 ン ふ に 止 V は何も 示して ゐ 濟の安定を目的 かにして之を實現 まる。 體 7 験により る體験をな 民族 _ Ø

第四十五卷 五, 六 九 第四 號 \mathcal{L}

 \hat{i}

ン

が共同體の精

神が生まれるには、

それ

ナ

チ

ス

に於ける國民共同體

0 理

來る。 **ታ**፤ 有 **ずとなすならば、** を餘りにも無視したものである。 らは我等の民族の有する様な偉大なる共同體的精神を の歴史や傳統を離れて行はれえないことを知 として彼はナチス政 を生み出 政策である。 る如く精神の基礎に何らか物質的なものなかるべから に發達したる人類の生物的存在と精神的存在との區別 ふるに非ずんばその精神も亦確實たるをえないであら つせぬか に非ずして、 生まる」如く考ふるは、 のであらうが、 盖 併しそこにも吾人は民族の思惟や政策はかれら しそれ Ğ, す基礎がなけね 結局形] はかれらの社會認織から生まるく當然の 更に具體的に共同體的 血統の同一といふが如き抽象的なも 血統を同じうするが故に共同體精神 策の說く様に民族の 而下的な血緣にでも訴ふるの外な ばならぬとなし、 今日の如く 若しそれ彼等の 高度に且つ複雑 生活の基礎を興 血統 カン 1る基 る。 をもつて 考ふ 力。 n 礎

みてゐる。國家は手段にして目的に非ず、國民ありて(ニ) ナチスは國家を目的をば達する手段「裝置」と

のである。 学的なものでありわれら國民の信僚と可なり総遠いも 従つてかれらの全體主義・共同體主義は依然として西 民主主義的・個人主義的思想をぬけ切つたものでない。 の國家にして、國家ありての國民に非ずとなす思想は、

れらの問題を批判してゐない。 宗教會は多くの動搖不安があるにも拘らずへ1 治的にもその反動を招くものでなからうか?、 仰や思惟の自由を奪ひ精神的創造力を弱め、 極端に宗教を政治に利用することは、 よりて再組織せらるべきものとなす。 (水) ナチスは教會も亦新しき國家の共同 國民に於ける信 併し彼等の 却つて政 體 獨逸の ンはそ 原 如く 理 K